

地域指定年度	旧松山市	昭和47年度
	旧北条市	昭和46年度
	旧中島町	昭和47年度
	松山市	平成17年度
計画策定年度	旧松山市	昭和48年度
	旧北条市	昭和48年度
	旧中島町	昭和48年度
計画見直し年度	旧松山市	平成元年度
	旧北条市	平成13年度
	旧中島町	平成10年度
	松山市	平成21年度
	松山市	令和3年度

松山農業振興地域整備計画書

令和4年（2022年）3月

愛媛県 松山市

< 目 次 >

第 1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
	(1) 土地利用の方向	1
2	農用地利用計画	13
第 2	農業生産基盤の整備開発計画	14
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	14
2	農業生産基盤整備開発計画	18
3	森林の整備その他林業の振興との関連	18
4	他事業との関連	18
第 3	農用地等の保全計画	19
1	農用地等の保全の方向	19
2	農用地等保全整備計画	21
3	森林の整備その他林業の振興との関連	22
第 4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	23
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	23
	(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	23
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	26
3	森林の整備その他林業の振興との関連	28
第 5	農業近代化施設の整備計画	28
1	農業近代化施設の整備の方向	28
2	農業近代化施設整備計画	31
3	森林の整備その他林業の振興との関連	31
第 6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	32
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	32
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	32
3	農業を担うべき者のための支援活動	32
4	森林の整備その他林業の振興との関係	33
第 7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	34
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	34
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	35
3	農業従事者就業促進施設	35
4	森林の整備その他林業の振興との関係	35

第 8	生活環境施設の整備計画	36
1	生活環境施設の整備の目標	36
2	生活環境施設整備計画	36
3	森林の整備その他林業の振興との関連	37
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	37
第 9	付図	38
1	土地利用計画図（付図 1 号）	38
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）	38
3	農用地等保全整備計画図（付図 3 号）	38
4	農業近代化施設整備計画図（付図 4 号）	38
5	農業就業者・育成確保施設整備計画図（付図 5 号）	38
6	生活環境施設整備計画図（付図 6 号）	38
別記	農用地利用計画	39
	（1）農用地区域	39
	（2）用途区分	39

第 1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

①地域の位置

現在の松山市は、平成17年1月1日に旧松山市、旧北条市、旧中島町が合併し、発足した。本市は愛媛県のほぼ中央部に位置し、瀬戸内海に浮かぶ忽那諸島、高縄山系のすそ野の平野、重信川と石手川により形成された松山平野などから構成されている。市の北東域は山に囲まれ、西は海を挟んで広島・山口県と境を接し、北は今治市、東は東温市、南は久万高原町、砥部町及び松前町に接している。

②自然的条件

西部の海岸線は比較的穏やかな一方、島しょ部では変化に富んだ海岸線を形成し、好漁場を形成するほか、優れた景観を有し、瀬戸内海国立公園にも指定されている。

地形については、東北部は標高の高い山地丘陵地帯、西南部は平坦地帯となっており、傾斜地では結晶片岩洪積層、平坦部では沖積層が主体の地質となっている。

本市北部では高縄山系を源とする立岩川、河野川、高山川、栗井川が、中央部では重信川と石手川がそれぞれ瀬戸内海に注いでおり、このうち石手川の上流には、治水、水道、農業用水など有効貯水量630万トンの石手川ダム（多目的ダム）が整備されている。また、石手川と重信川の合流点付近では、工業用水、上水道用水として伏流水を取水している。立岩川の上流には、農業用水用のアースダムであり、有効貯水量78万トンの立岩ダムが整備されている。農業用水としては、道前道後平野農業水利施設事業の南部、北部の幹線水路が本市東南部を通過しており、果樹作地帯や水田の水源として大きな役割を果たしている。

また、本市は瀬戸内型気候に属し、温暖で積雪はほとんどなく、四国山地の影響で台風の到来も少ない。2020年の気象庁データによると、本市の年間平均気温は17.3℃、年間降水量は1,662mmとなっている。

③人口及び産業

総人口は約51万人（平成27年国勢調査）、世帯数は約23万世帯であり、総人口は今後、緩やかに減少していくことが想定される。

産業従事者については、サービス業等を主とした第三次産業が全就業者の約7割を占め、工業等の第二次産業が2割程度、農業を主とした第一次産業は3%程度にとどまっている。生産額においても第三次産業を主とした構成であり、農業等の第一次産業の占める割合は少ない。今後もこうした構成や傾向は続くと考えられるが、農業は食料の安定供給のために必要な産業であるため、今後も地域特性等を活かした基幹産業として振興を図る。

④土地利用

市域総面積は429.03km²で、そのうち、市街化区域は7028.7ha、市街化調整区域は14,415.7haである。また、農業振興地域面積は25,635haである。

市街化区域内においては、宅地等の供給を誘導するとともに、道路や下水道等生活インフラの整備を進めていく。また、少子高齢化社会に対応した、安全性と利便性を備えた良好な市街地を形成していくために、土地区画整理事業や再開発事業を推進する。

農用地区域として設定した地域では、今後も農業基盤整備の推進等、農業施策を集中的に実施し、優良農地の確保に努めることで、現況の面積規模を維持することを目標とする。

森林・原野については、森林資源の確保との調整を図りつつ、土地の有効利用を図る。

(表一土地利用の構想)

単位：ha、%

	農用地		農業用施設用地		森林・原野（うち混牧林地）	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在(令和3年)	8,214	32	69	0.3	9,716 (0)	38 (0)
目標(令和13年)	8,214	32	69	0.3	10,350 (0)	40.4 (0)
増減	0		0		634 (0)	

	住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在(令和3年)	803	3.1	152	0.6	6,681	26	25,635	100
目標(令和13年)	812	3.2	171	0.7	6,019	23.4	25,635	100
増減	9		19		△662		0	

注：都市計画区域外の数値は含めない。

イ 農用地区域の設定方針

(7) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地8,214haのうち、下記のa～cに該当する農用地約4,717haについて、農用地区域を設定する方針である。

(設定基準)

a 集団的に存在する農用地

- ・10ha以上の集団的な農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地

- ・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く）
- ・区画整理
- ・農用地の造成（昭和35年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く）
- ・埋立て又は干拓
- ・客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切盛り等

c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・果樹、花き、野菜等の特産物を生産している農地で、産地の形成上確保しておくことが必要な土地
- ・高収益をあげている野菜のハウス団地
- ・国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
- ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するために確保する必要がある農地
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該認定農業者等に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている農用地
- ・都市住民の農業理解を深めるためのいわゆる棚田オーナー制度の対象地

(イ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)で農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

(表－農業用施設用地)

農業用施設の名称	位置（集落名等）	面積（ha）	農業用施設の種類
畜産施設	尾儀原	4	鶏舎
計		4	

(ウ) 現況森林、原野等の農用地区域の設定方針

畦畔等その利用形態が農地と一体不可分であるものや、周辺の農用地の保全に必要と認められるものを除き、現況森林・原野等には農用地区域に設定しない。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市の農業振興地域のうち、農用地区域に係る現況面積は5,119haである。そのうち農地は、田647ha、畑（樹園地＋普通畑）4,070haの合計4,717ha、農業用施設用地は6haである。

本市の農用地の多くは柑橘栽培を中心とした樹園地であり、今後も同様の農用地を中心に確保していく。また、農用地として指定した地域については、広域的な営農計画の推進を図るとともに、生産基盤の整備と近代化施設の導入を積極的に展開していく。

(表一 農用地等利用の方針)

区分		農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・ 原野等
		現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
北部 営農圏	浅海	373	373	0	0	0	0	0	0	0	0※	0※	0	373	373	0	
	難波	251	251	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	251	251	0	
	立岩	313	313	0	0	0	0	0	0	0	4.5	4.5	0	317.5	317.5	0	
	正岡	98	98	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	98	98	0	
	河野	209	209	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	209	209	0	
	粟井	339	339	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	339	339	0	
北東部 営農圏	五明	69	69	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.5	0	69.5	69.5	0	
	伊台	129	129	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	129	129	0	
	湯山	50	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	50	0	
	道後	86	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	86	86	0	
	御幸	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	9	0	
	堀江	141	141	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	141	141	0	
	潮見	117	117	0	0	0	0	0	0	0	0※	0※	0	117	117	0	
東部 営農圏	桑原	31	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	31	0	
	小野	208	208	0	0	0	0	0	0	0	0※	0※	0	208	208	0	
	久米 (山間部)	69	69	0	0	0	0	0	0	0	0.1	0.1	0	69.1	69.1	0	
東南部 営農圏	久米 (平野部)	27	27	0	0	0	0	0	0	0	0.2	0.2	0	27.2	27.2	0	
	浮穴	42	42	0	0	0	0	0	0	0	0.1	0.1	0	42.1	42.1	0	
西部 営農圏	味生	32	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	32	0	
	生石	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	11	0	
	新浜	102	102	0	0	0	0	0	0	0	0※	0※	0	102	102	0	
	久枝	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	12	0	
	和気	76	76	0	0	0	0	0	0	0	0.2	0.2	0	76.2	76.2	0	
南部 営農圏	荏原	65	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65	65	0	
	坂本	246	246	0	0	0	0	0	0	0	0.4	0.4	0	246.4	246.4	0	
島しょ部 営農圏	興居島	432	432	0	0	0	0	0	0	0	0.1	0.1	0	432.1	432.1	0	
	睦野	150	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150	150	0	
	東中島	652	652	0	0	0	0	0	0	0	0.2	0.2	0	652.2	652.2	0	
	西中島	359	359	0	0	0	0	0	0	0	0※	0※	0	359	359	0	
	神和	415	415	0	0	0	0	0	0	0	0.1	0.1	0	415.1	415.1	0	
合計		5,113	5,113	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	5,119	5,119	0	

注：四捨五入の関係で、合計値が合わないものがある。

「0※」は、表記単位に満たないものである。

イ 用途区分の構想

(7) 北部営農圏（A）

①浅海地区（A－1）

当地区は農業振興地域の北端に位置し、今治市に隣接している。農用地の多くは樹園地で、大規模に広がる柑橘園地が点在するほか、一部は畑地かんがい施設も整備されている。今後、基盤整備による園地整理、畑地かんがい施設の機能保全を推進するほか、直接支払交付金の活用による集落活動の支援等を通じて、農用地の有効活用を図る。

田は連担性に乏しいものの、果樹との複合経営の推進に必要なものであるため、農道、用排水路等の改良整備を図ることにより、水田としての利用を推進する。

②難波地区（A－2）

当地区は立岩川右岸に位置している。立岩川水系に属する田は緩傾斜かつ連担性を有し、用排水路の整備が進められるなど、中型の機械化、田畑輪換に対応する条件を備えているため、農作業の効率化を促進し、農用地の活用を図る。

樹園地については、恵良・腰折山の南面に柑橘園地が開け、そのうち一部ではかんがい排水事業が完了している。今後、基盤整備による営農環境の更なる改善、農道・園内道整備、畑地かんがい施設の継続的な有効活用を推進するとともに、品種構成の適正化を進め、農用地の有効活用を図る。

③立岩地区（A－3）

当地区は、立岩川上流、高縄山北側に位置する山間地である。田の大部分は連担性に乏しく、急傾斜であるため、機械化の条件に恵まれていない。このため、小規模土地基盤整備等による棚田の整備を図り、水田としての利用を推進する。

樹園地については、柑橘園地再編対策で園地整備と緩傾斜地への集団化が進み、そのうち一部ではかんがい排水事業が完了している。今後も、農道・園内作業道等の整備、畑地かんがい施設の有効活用を推進するとともに、品種構成の適正化、改植による園地の若返りを進め、農用地の有効利用を図る。

農業用施設用地は、鶏舎用地としての利用を継続し、安全な飼育環境の整備に努める。

④正岡地区（A－4）

当地区は立岩川流域左岸に位置している。田は連担性を有し、用排水施設の整備が進められ、緩傾斜であることから、中型の機械化、田畑輪換に対応する条件を備えている。また、指定野菜であるタマネギ、春キャベツの他、ソラマメの導入、いちご、ミニトマト栽培等の施設化も進められているため、今後も条件整備を行い、農用地の有効利用を推進する。

緩傾斜地には樹園地が集団化しており、そのうち一部では、かんがい排水事業が完了してい

る。今後も、農道、園内作業道等の整備、畑地かんがい施設の多目的利用や機能保全を推進するほか、品種更新による品種構成の適正化、改植による園地の若返りを図ることで、農用地としての利用を推進する。

⑤河野地区（A－5）

当地区は河野川と高山川流域に位置している。両河川水系に属する田は水利条件に恵まれ、連担性を有し、緩傾斜であるものの、農道が未整備で不整形な農地が多い。今後は、ほ場整備事業等による農道・用排水路等の改良を図り、中型機械化作業体系の確立を推進する。

樹園地の一部ではかんがい排水事業が完了しているため、畑地かんがい施設の維持管理と有効活用を推進する。一方、地区内の柑橘園地は小規模なものが多く、荒廃農地の拡大も懸念されるため、基盤整備等による農地整理のほか、農道整備、栽培品種構成の適正化等を図り、農用地の有効活用を推進する。

⑥粟井地区（A－6）

当地区は旧北条地区の南端に位置している。国道196号線に添うように広がる平坦地の農用地は、連担性はあるが不整形な農地が多いため、農道、用排水路の改良整備やため池改修等による営農環境の改善を図り、農用地の有効活用を推進する。

また、傾斜地には樹園地が広がり、一部では畑地かんがい施設が整備されているため、今後も、農道・園内道の整備、既存かんがい施設の有効活用、改植や品種更新等を通じて、農用地の有効活用を図る。

(イ) 北東部営農圏（B）

①五明地区（B－1）

当地区は本市北東部の高高度地域に位置し、ブドウ等落葉果樹や高冷地野菜の栽培に適しているほか、過去に畑地開発事業を実施した神次郎町のタテカス地区には、大規模な営農型太陽光発電設備が整備され、農業法人による営農が行われている。今後も、地区全体で農業振興が図られるよう、地区内の適切な農地利用と営農状況を注視しつつ、農用地の活用を推進する。

また、一部の樹園地ではかんがい排水事業が完了しているものの、地区全体では基盤整備が遅れているため、今後、農道、園内作業道等の基盤整備、既存のかんがい施設の整備と多目的利用や機能保全を推進する。

集落周辺の田は、農道、用排水路等の維持・整備を図り、水田としての利用を推進する。

②伊台地区（B－2）

当地区は本市の中心市街地北部の丘陵地に位置し、柑橘類のほか、ブドウ等落葉果樹も盛んに栽培されている。下伊台、上伊台両地区とも、品種構成の適正化、鳥獣被害防止の取組を推進し、優良農地の持続的な有効活用を図る。また、上伊台町の一部と下伊台町の樹園地では、かんがい排水事業が完了しているため、周辺地区と一体的な果樹産地が形成されるよう、畑地かんがい施設の機能保全と多目的利用を促進する。なお、上伊台町は農業用設備の整備が遅れている箇所が多いため、農道、園内作業道等の整備により営農環境の改善を図る。

上伊台町の集落周辺の田については、果樹との複合経営を念頭に、農道、用排水路等を整備し、水田としての利用を推進する。

③湯山地区（B－3）

当地区は、本市の東部、国道317号線沿いに位置し、柑橘類や落葉果樹の産地となっているが、地区内には荒廃農地が点在し、基盤整備も遅れている。今後、農道、園内作業道等の整備による営農環境の改善のほか、畑地かんがい施設の整備と多目的利用や機能保全、荒廃農地の解消を図り、農用地の活用を図る。

④道後地区（B－4）

当地区は、本市の北部および中心市街地に隣接する丘陵地に位置し、柑橘を中心とした果樹産地が形成されている。今後も、農道、園内作業道等の整備、畑地かんがい施設の多目的利用や機能保全を推進するとともに、品種更新による品種構成の適正化、改植による園地の若返りを図り、農地としての利用を推進する。

⑤御幸地区（B－5）

当地区は、本市の北部および中心市街地に隣接する丘陵地に位置し、柑橘を中心とした果樹産地が形成されている。地域内には小規模な果樹団地が多いが、農用地の有効活用が図られるよう、農道、園内作業道等の整備、畑地かんがい施設の多目的利用や機能保全を推進する。

⑥潮見地区（B－6）

当地区は、本市の北部、国道196号線東側の緩傾斜地に位置する果樹生産適地の一つであり、大規模に拓かれた柑橘園地が点在している。今後も、農道、園内作業道等の整備のほか、畑地かんがい施設の多目的利用や機能保全の推進、栽培品種構成の適正化等により、優良な柑橘園地の保全と活用を図る。

集落周辺の田については、果樹との複合経営を念頭に、農道、用排水路等を整備し、農地としての利用を推進する。

⑦堀江地区（B－7）

当地区は、本市の北部、国道196号線東側の緩傾斜地に位置している。樹園地のかんがい排水事業が完了しているため、かんがい施設を活用した広域的な柑橘生産環境の整備を継続しつつ、基盤整備による園地の緩傾斜化、農道・園内道の整備等により、優良な柑橘生産団地としての振興を図る。

集落周辺の田については、果樹との複合経営を念頭に、農道、用排水路等を整備することにより、農地としての利用を推進する。

(ウ) 東部営農圏（C）

①桑原地区（C－1）

当地区は、松山市の東部、国道11号線北側に位置する。樹園地にはかんがい施設が整備されているが、農地の傾斜度は高く、団地規模も小さいほか、耕作放棄地も点在している。今後は、畑地かんがい施設の多目的利用や機能保全を行いつつ、農道、園内道の整備等による営農環境の改善を図り、農用地の有効活用を推進する。

②久米地区（山間部）（C－2）

当地区は県道334号松山川内線の北側に広がる丘陵地に位置している。地区内には荒廃した農地も多いため、既存施設の機能保全や多目的利用を推進しつつ、農道・園内作業道の整備等による営農環境の改善を図り、柑橘園地の振興を図る。また、品種更新による品種構成の適正化、改植による園地の若返りを行うことにより、農地としての利用を推進する。

③小野地区（C－3）

当地区は、松山市の東部、国道11号線北側に位置している。丘陵地帯に広がる樹園地では、農道・園内作業道の整備、かんがい施設の多目的利用や機能保全を推進するほか、品種構成の適正化等を行うことで、農地としての利用を推進する。

北梅本町、小野町の一部の田では、ほ場整備事業が実施され、早場米の産地となっている。今後は、小野川水系、悪社川水系からの取水環境及びため池の整備による水源確保に努めるほか、ほ場整備未実施の地区では、農道や用排水路等の整備による高性能機械化一貫作業体系の確立に努め、優良な水田地帯としての利用を推進する

(イ) 東南部営農圏 (D)

①久米地区 (平野部) (D-1)

当地区は本市東南部の平坦地に位置する水田地帯であり、悪社川と内川に挟まれた高井町の田は、米と麦の作付けが多く、土地利用型農業の展開が可能な地域である。また、地区全体を通して緩傾斜かつ農地も成形されているが、小規模な農地が連坦しているため、農道整備や土地基盤整備事業により農作業の機械化を促進し、優良農地としての利用を推進する。

②浮穴地区 (D-2)

当地区は本市東南部の平坦地に位置し、米、麦、野菜等が栽培されている。久米地区の平坦部と同様に地区全体を通して緩傾斜であるが、小規模な農地が連坦しているため、農道整備・土地基盤整備等による高性能機械化一貫作業体系の確立を図り、優良な農地としての利用を推進する。

(オ) 西部営農圏 (E)

①生石地区 (E-1)

当地区は、本市西部の弁天山の西側山腹に広がる樹園地帯であり、主に柑橘類が栽培されている。農道、園内作業道等の整備、畑地かんがい施設の多目的利用や機能保全を推進することで、営農環境の改善を図るとともに、品種更新による品種構成の適正化、改植による園地の若返りを図り、農地としての利用を推進する。

②味生地区 (E-2)

当地区は、本市西部の弁天山と岩子山の山腹に広がる樹園地帯である。生石地区と同様、農道、園内作業道等の基盤整備、畑地かんがい施設の多目的利用や機能保全を推進することで、果樹園地の営農環境改善を図る。また、品種更新による品種構成の適正化、改植による園地の若返りを図ることにより、農地としての利用を推進する。

③新浜地区 (E-3)

当地区は、本市西部の瀬戸内海に面した樹園地帯であり、温暖な気候に恵まれていることから、広範囲にわたって柑橘園地が拓かれ、良質な柑橘が栽培されている。作業の効率化に資するための農道、園内作業道等の整備、畑地かんがい施設の多目的利用や機能保全を推進し、隣接する久枝・和気地区と一体的に柑橘産地としての振興を図る。

④久枝地区（E－4）

当地区は本市西部に位置する樹園地帯である。今後も、農道・園内作業道等の基盤整備、かんがい施設の機能保全と有効活用、品種更新や改植等を推進し、隣接する新浜・和気地区と一体的に良質な柑橘産地としての振興を図る。

⑤和気地区（E－5）

当地区は、勝岡町、太山寺町の丘陵地に位置し、伊予柑等柑橘類が盛んに栽培されている。太山寺町の一部には基幹農道が整備されているが、各園地への支線となる農道は狭隘な箇所も多いため、農道、園内作業道等の整備による営農環境の改善を図りつつ、かんがい施設の機能保全、品種更新や改植等を推進し、隣接する新浜・久枝地区と一体的に良質な柑橘産地としての振興を図る。

（カ）南部営農圏（F）

①荏原地区（F－1）

当地区は、津吉町、東方町にまたがる農用地帯である。主に傾斜地の果樹園地帯が農用地区域として指定されているが、山間部では耕作放棄が進み、荒廃農地の拡大も懸念される。今後、農道・園内作業道等の整備、畑地かんがい施設の機能保全を継続し、農用地の有効活用を図る。併せて、平坦部の農用地についても、農地としての適切な活用を継続する。

②坂本地区（F－2）

当地区の浄瑠璃町、久谷町、窪野町の傾斜地に広がる樹園地は、柑橘類や落葉果樹の産地となっているため、農道・園内作業道等の整備、畑地かんがい施設の機能保全等により、農用地としての活用を推進する。また、山間部には耕作放棄地も点在し、山林化するほど荒廃した農地も見られるが、地区内の無秩序な開発行為を抑制し、営農環境を保全するため、山間部の農用地も引続き確保する。

平坦部の田では、稲作の他に、ナス、イチゴなどの施設野菜が栽培されている。今後、ほ場整備等土地基盤整備を行い、高性能機械化一貫作業体系の確立に努めるほか、良質品種の普及統一や稲作の合理化を計画的に推進することで、生産性の高い農地としての利用を推進する。

また、圃場整備が完了している田を優良農地として維持管理するとともに、ほ場整備未実施の地区の農道や用排水路の整備を進めることで、地区全体の営農環境改善を図る。

(キ) 島しょ部営農圏（G）

①興居島地区（G－1）

島内全域に農用地が広がり、柑橘類が盛んに栽培されている。今後、基盤整備による園地整理、ため池整備、かんがい施設の整備と機能保全、栽培施設の導入支援等を推進し、多品種・高品質の柑橘産地として振興を図る。

②睦野地区（G－2）

当地区は睦月島と野忽那島の2島からなり、島内ほぼ全域に農用地が分布している。

睦月島においては、県営農地保全事業により山の中腹部に一周道路が整備され、島内ほとんどの農地にアクセスできるようになっているが、山間部の農地は耕作放棄が進んでいる。また、野忽那島では、高齢化、後継者不足、農道整備の遅れ、荒廃農地の拡大等といった問題が多く、農業の衰退が顕著である。

両島とも、農道の維持管理と整備を推進するほか、柑橘類に加えて野菜栽培等を導入する複合経営化を促進し、農用地としての利用推進と農業経営の安定化を図る。

③東中島地区（G－3）

当地区のほぼ全域に分布している農用地は、概ね東向きまたは南向きで、傾斜度もほぼ均一であることから、優良な柑橘団地が形成されている。地区内には県道中島環状線と市道大浦吉木線、集落基幹農道の幹線が整備され、ここから集落支線農道が稜線に向かって整備されているが、これら支線間の横断的な移動ニーズへの対応も必要となっている。

今後は、園地間の移動に必要な農道のほか、基盤整備等による園地整理、園内道の整備も推進し、効率的かつ安全な営農環境の実現を図る。また、柑橘専作のリスクを分散するため、野菜栽培等の導入による複合経営化を通じ、農地としての利用を推進する。

④西中島地区（G－4）

当地区のほぼ全域に分布している農地は、西向きまたは北向きのものが多いが、台風等の被害を受けにくく、地理的条件にあった柑橘団地が形成されている。また、柑橘類のほか、他地域よりも早く出荷できるタマネギ栽培も盛んである。道路網は幹線・支線とも東中島地区に類似しているが、一部の集落では幹線と樹園地との間に人家が密集しているため、大型車両の樹園地への乗り入れが困難になっている。

今後は、農道、園内作業道等の整備を推進するとともに、柑橘専作のリスクを分散するため、野菜栽培等の導入による複合経営化を通じ、農地としての利用を推進する。

⑤神和地区（G－5）

当地区は、怒和島、津和地島、二神島の3島からなり、各島とも島の長軸に沿って山の連なる地形で、島内のほぼ全域に農用地が分布している。農用地一園地当たりの面積はやや小さく、急傾斜の山間部では荒廃農地も見られるが、沿岸部の平地を中心に柑橘類からタマネギへの栽培転換が進み、タマネギの産地化とブランド化が図られているため、果樹と野菜の複合経営を推進する。また、環状幹線農道の整備は進んでいるが、海岸幹線から稜線部に伸びる支線の整備が遅れているため、今後、農道、園内作業道等の整備を推進する。

ウ 特別な用途区分の構想

なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

(1) 農業生産基盤の整備開発方針

本市では、「第6次松山市総合計画 後期基本計画」(H30.3)において、農林水産業の活性化のため、担い手の確保・育成や農地の有効活用、基盤整備を推進することとしており、農業用施設の整備や農村集落環境整備のほか、ため池の決壊に備えた防災対策や減災対策、安全施設の設置支援等、土地改良事業の推進に取り組んでいる。また、本市の農用地区域の多くを樹園地が占めることから、これまで、県営かんがい排水事業、中山間地域総合整備事業等を活用し、基幹的な農道や樹園地における畑地かんがい施設等の基盤整備を推進してきた。

今後は、インフラ長寿命化計画等に基づき、施設の計画的な長寿命化対策や更新を進めるとともに、農地中間管理機構と連携した樹園地整備等を実施し、認定農業者を中心とした担い手への農地集積・集約化を促進する。また、平成30年7月豪雨災害等、近年多発する集中豪雨や、近い将来発生が予測される南海トラフ巨大地震に備え、防災重点ため池の見直しや要改修ため池の選定を行い、計画的に老朽ため池の改修や耐震化等のハード整備を行うとともに、ハザードマップの作成等のソフト対策を行い、総合的な防災減災対策を推進する。

(2) 営農圏の設定

農業生産基盤の整備開発を推進していくに当たり、次に示す7つの営農圏を設定する。

①「北部営農圏」

浅海地区、難波地区、立岩地区、正岡地区、河野地区、栗井地区

②「北東部営農圏」

五明地区、伊台地区、湯山地区、道後地区、御幸地区、堀江地区、潮見地区、

③「東部営農圏」

桑原地区、久米地区のうち山間部、小野地区

④「東南部営農圏」

久米地区のうち平野部、浮穴地区

⑤「西部営農圏」

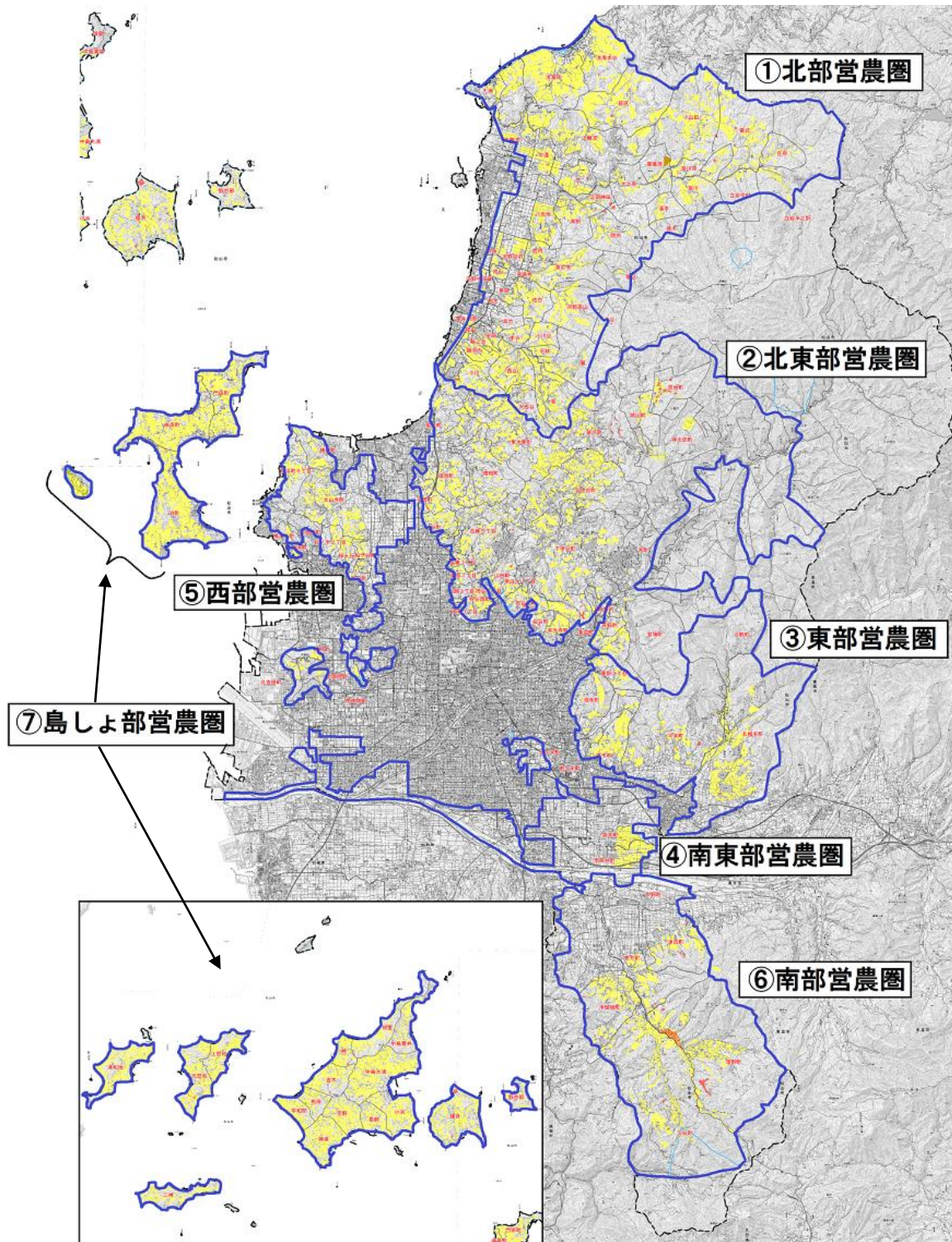
生石地区、味生地区、新浜地区、久枝地区、和気地区

⑥「南部営農圏」

坂本地区、荏原地区

⑦「島しょ部営農圏」

興居島地区、睦野地区、東中島地区、西中島地区、神和地区



(3) 営農圏ごとの具体的な土地基盤整備の方向

営農圏ごとの具体的な土地基盤整備の方向は次のとおりとする。

①北部営農圏（浅海・難波・立岩・正岡・河野・栗井地区）（A）

当圏は、樹園地が中心の地区と、連坦性のある田を有する地区とで形成されている。

樹園地ではこれまで、畑地帯総合土地改良事業、開拓パイロット事業等が実施され、一部の地域で近代的モデル園を形成しているが、施設が老朽化しているほか、傾斜のある樹園地での作業には過大な労力を要し、高齢化が進む農業者の負担となっている。今後は、基盤整備事業による園地の緩傾斜化や、農道・園内道の整備により、作業の省力化を図りつつ、畑地かんがい施設の整備・再編や排水施設の保全、ため池の改修等、水利用の合理化と防災対策を進め、農用地が継続して活用されるよう努める。

田については、中型機械による一貫作業体系の確立を推進するため、ほ場整備、農道水路等の整備を進めるほか、棚田でも機械化による省力化を目指し、小規模基盤整備を進める。

②北東部営農圏（五明・伊台・湯山・道後・御幸・堀江・潮見地区）（B）

当圏ではこれまで、県営かんがい排水事業（石手川北部）、県営農地開発事業（夫婦山）、第二次農業構造改善事業（実川）等により、農地の集団化、灌水設備、基幹農道、園内道の整備を推進しており、近代的モデル園を形成しているところが多い。また、沿海部に近い温暖な地域は柑橘類の栽培適地となっているほか、伊台・五明の高高度地域は、ブドウ等の落葉果樹が盛んに栽培されているほか、準高冷地の特性を活かした高冷地野菜の栽培にも適している。

今後は、ため池の整備、畑地かんがい施設整備事業等により水利用の高度化を図りつつ、栽培施設の導入支援等を通じて、多品種・高品質の果樹生産に対応する。また、広域に整備したかんがい設備の維持管理を進めるほか、基盤整備による園地の緩傾斜化、園内道の整備等を進め、農用地の有効活用を図る。

③東部営農圏（桑原・久米山間部・小野地区）（C）

当圏は、樹園地の広がる山間部地域と小野地区の水田地域とを有している地区である。

山間部においては、これまで樹園地のかん水施設整備が行われてきたが、かんがい施設や農道の老朽化が進み、荒廃農地の拡大も懸念されるため、今後、かんがい施設の保全による水源確保と、中・小規模農道及び園内道の一体的な整備等を推進し、営農環境の改善を図る。

水田地帯では、農道・水路整備の実施により、今後も優良農地としての利用を推進するほか、良質品種の普及統一による稲作の合理化を計画的に推進していく。さらに、ため池の整備を含めた貯水施設の増強を図るなど、水源の確保に努めるとともに、用排水路の改修及び農道の整備を図る。また、転作促進特別対策事業や基盤整備促進事業等でほ場整備を実施してきた小野地区の一部の水田では、高性能機械化一貫作業体系の確立による省力化を進める。

④東南部営農圏（久米平野部・浮穴地区）（D）

当圏では、米を中心に麦、野菜、花き等を栽培している。また、圏内には井戸、湧水池が多く、当圏の農用地は地下水の涵養にも重要な役割を果たしているため、農業振興と水源涵養双方の観点から農用地の保全を推進する。

農道・水路等は必要に応じて改修・改良整備を実施しているが、不整形な水田や進入路の無い水田が多く、中・大型機械導入が進んでいない。さらに、農業者の担い手不足、米価格の低迷などにより、耕作放棄や、農業以外への土地利用の機運が高まる可能性が高いため、農道整備やほ場整備、機械化の促進、水田から畑への転換等を通じて農用地の活用を促進する。

⑤西部営農圏（生石・味生・新浜・久枝・和気地区）（E）

当圏は、伊予柑、温州みかん等柑橘類の栽培適地となっており、大規模に拓かれた樹園地が点在しているが、県道・市道等基幹道路から園地までが離れているため、自動車ですら安全に通行できる農道の整備が必要となる。今後は、既存のかんがい排水施設やため池の機能を保全しつつ、農道の整備・改修と原材料交付等による農道の舗装を進め、作業能率の向上を図る。

⑥南部営農圏（坂本・荏原地区）（F）

当圏は、山手の樹園地と平坦部に広がりを持つ水田地帯とで形成されている。

坂本地区の複数個所で圃場整備が実施されるなど、圏内には連坦性のある水田・畑地帯が形成されているため、今後も、農道整備やため池整備等、営農活動に必要な整備を行うことで、農用地の持続的な活用を促進する。

山間部は柑橘類の産地となっているが、耕作放棄地が拡大し、山林化するほど荒廃した農用地も点在しているため、農道整備等により営農環境を改善し、農用地の有効活用を推進する。また、山林化した農用地が無秩序に開発されないよう注視するほか、地形条件の良い耕作放棄地の再活用を図るなど、適正な土地活用に必要な施策を行う。

⑦島しょ部営農圏（興居島・睦野・東中島・西中島・神和地区）（G）

当圏のほとんどが樹園地であり、温州みかん、伊予柑、中晩柑類の栽培適地となっている。

各島とも、水源確保によるかんがい用水の安定供給、作業効率を向上させるための農道整備が必要とされているため、ため池・用排水路・かんがい設備等の整備、農道の維持管理・新設のほか、基盤整備による園地整理を推進し、農用地の有効活用と優良かつ大規模な柑橘生産団地の確保を図る。

また、当地区の農道は災害時の避難経路として活用される側面もあるため、農業振興と併せて、地域住民の生活安全の確保という観点からも農道の適正管理を推進する。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)		
農地中間管理機構 関連農地整備事業	樹園地造成 7.3ha	下難波	7.1	1	
農地中間管理機構 関連農地整備事業	樹園地造成 7.1ha	浅海原	5.7	2	
農地中間管理機構 関連農地整備事業	樹園地造成 10.8ha	由良	9.7	3	
農地中間管理機構 関連農地整備事業	樹園地造成 7.0ha	中島大浦	7.0	4	
農地中間管理機構 関連農地整備事業	樹園地造成 7.0ha	堀江	7.0	5	
農地中間管理機構 関連農地整備事業	樹園地造成 7.0ha	浅海本谷	7.0	6	
農地整備事業 (通作条件整備)	橋梁長寿命化計画 1箇所	松山	286.0	-	
農地整備事業 (通作条件整備)	農道 3,010m 幅員(全幅)8m	松山南部 4期	944.0	7	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林は、果樹園と交錯している部分もあることから、森林整備計画で予定する林道との有機的関連を考慮し、効率的な整備を図る。

4 他事業との関連

農業生産基盤の整備・開発は、土地及び水資源に関する総合的な国・県の計画、あるいは市の総合計画等といった広域構想に基づく整備計画との調和を図りながら進める。また、都市計画事業、河川・道路事業、文化財保護等については、関係機関と十分な協議・調整を図っていく。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

近年、市内中心部とその周辺域では、道路・宅地・工業用地への転用等、都市化の進行による農地の人為的かい廃が進み、山間部および島しょ部地域では、農産物価格低迷や、鳥獣被害・自然災害の増加、農業労働力の不足、厳しい営農環境等を原因とした遊休農地の増加が顕著である。さらに沿海部では、海岸に隣接する農用地等の侵食（自然災害によるかい廃）が危惧されている。

農用地は農業生産にとって最も基礎的な資源であるほか、水資源のかん養・保水といった重要な機能も有しているが、一旦荒廃するとその復旧は非常に困難となる。そのため、農用地を持続的に活用し、かつ、無秩序な土地利用や耕作放棄地の発生を防ぎ、営農に適した良好な状態で保全していくことが重要である。よって、以下の事項の推進により農用地の保全に取り組む。

(1) 営農集団の組織強化支援

「中山間地域等直接支払交付金」や「多面的機能支払交付金」等の助成を受けている営農集団が、自主的・主体的に地域の営農ビジョンを策定し、効果的かつ継続的に運用、監査、改善していく事で、地域農業を持続的に発展させていくことができるよう、市、農協、普及組織等が指導・助言に努める。

(2) 農業の担い手への農地利用集積の促進

農地の有効活用を図るため、遊休農地及び遊休農地となる恐れのある農地の所在を把握するとともに、農地中間管理機構等を活用し、それらの農地を認定農業者等を中心とした意欲ある担い手に集積していく。

(3) 農業の多面的機能の保全管理（水源涵養機能の保全等）

「中山間地域等直接支払交付金」や「多面的機能支払交付金」の推進・効果的な運用により、地域での農作業の共同化を促進し、遊休農地の発生防止や農業生産資源（農道、農地、農業用水、ため池等）の維持・保全に努める。

(4) 鳥獣被害の防止

イノシシ、サル、シカ、ハクビシン等による鳥獣被害が農業従事者の営農意欲減退を招き、農業従事者の減少と荒廃農地の拡大に拍車をかけているため、愛媛県、猟友会、学術機関等と連携

し、鳥獣被害状況の把握と、鳥獣の捕獲による農業被害の抑制に努める。また、地域ぐるみでの鳥獣の追い払い活動や鳥獣の侵入防止用資材の導入を支援することで、農業者の自衛意識の向上を図り、優良農地の維持に繋げる。

(5) スマート農業の導入

農業労働力不足に対し、A I（人工知能）、I C T（情報通信技術）、R T（ロボット技術）などを活用した省力栽培技術（スマート農業技術）の導入で対応する。労働の省力化や自動化のほか、栽培技術のデータ化や可視化等を推進することで、農作業の効率化と担い手のスムーズな就農を後押しし、農用地の保全に繋げる。

(6) 特用作物栽培による農地保全

遊休農地等を活用し、都市農村交流等に利用できる景観作物やバイオマス燃料として利用できる油糧作物の栽培に努める。なお、これらの作物を、前述の理由の他に緑肥として利用する事で農地保全に努める。

(7) 市民農園による農地保全

本市の都市近郊型農業の特性や都市近郊地での農業とのふれあい意識の高まりを考慮し、遊休農地や遊休農地の恐れのある農地を利用した市民農園の開設に努める。

(8) 遊休農地の発生防止

(1) から (7) の推進を通じ、遊休農地の発生を防止する。実施においては農業委員会等の関係機関と連携を図っていく。

(9) 優良農地の適切な保全管理

畜産農家と連携し、堆きゅう肥の有効利用による地力増進を図るなど、耕畜連携の推進も合わせ、循環型農業を通して優良農地の適切な管理を図っていく。

(10) 海岸侵食の防止による農用地等の保全管理

海岸部に隣接する農用地を保全するため、愛媛県等関係機関と連携して、海岸侵食対策や海岸局部対策を推進する。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面 積 (ha)		
水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)	施設補修 1式	石手川北部	550.0	1	
水利施設等保全高度化事業	畑地かんがい施設 更新 1式	道後第一	191.1	2	
農業用河川工作物応急 対策事業	樋管 1式	森松悪水樋管	5.0	3	
農業用河川工作物応急 対策事業	止水矢板 1式	須先樋門	5.0	4	
農業用河川工作物応急 対策事業	水門 1式	水小屋サイフォン	5.0	5	
農業用河川工作物応急 対策事業	グラウト 1式 止水矢板 1式	宝井樋門	5.0	6	
ため池地震対策整備事業	耐震対策 1式	鷹ノ子大池	187.0	7	
ため池地震対策整備事業	耐震対策 1式	山田池(南久米)	48.0	8	
ため池地震対策整備事業	耐震対策 1式	門田口	10.0	9	
ため池地震対策整備事業	耐震対策 1式	志津川池	27.0	10	
ため池地震対策整備事業	耐震対策 1式	大正池		11	
ため池地震対策整備事業	耐震対策 1式	鳥越池		12	
ため池地震対策整備事業	耐震対策 1式	土用部池		13	
ため池地震対策整備事業	耐震対策 1式	新池(東山)	10.0	14	
ため池整備事業	堤体工 49.3m 取水施設 1式 洪水吐 1式	儀式新池	3.0	15	
ため池整備事業	堤体工 96.0m 取水施設 1式 洪水吐 1式	内山	1.6	16	
ため池整備事業	堤体工 28.6m 取水施設 1式 洪水吐 1式	仏谷	1.1	17	

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面 積 (ha)		
ため池整備事業	堤体工 49.3m 取水施設 1式 洪水吐 1式	下池	2.0	18	
地域ため池総合整備事業	ため池 (シハ、立池、コガ 谷)	伊台	5.8	19	
地域ため池総合整備事業	ため池 (松組新池、野岳下 池、勝岡池)	堀江	5.0	20	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林は果樹園と交錯している部分もあることから、農道、水路の維持管理も森林と隣接する部分も維持管理するなど、林業と農業の連携、調整をしていくことで、一体的な振興を図る。

また、森林が有する災害防止、水源涵養などの多面的な機能を十分に発揮できるよう、適切な森林事業を実施していく。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市は地方中核都市として発展してきており、他産業への就業機会も豊富なことから、兼業化の進展が著しい。加えて、農業従事者の高齢化、後継者不足等が急速に進行しており、農業の担い手不足が深刻化している。

こうした状況下、郊外地域では、集落営農組織の立ち上げや農地所有適格法人の参入により、担い手への農地の集積が図られる一方、市内中心部およびその周辺では、農地の資産的保有傾向が強まっている。さらに中山間地域では、「担い手不足→耕作放棄地の増加→営農環境の悪化や鳥獣被害の増加→営農意欲の減退→担い手不足に拍車がかかる」という悪循環が生じている。

このような現状を踏まえ、今後、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を位置づけ、効率的かつ安定的な農業経営体を育成する。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市及び周辺市町において成立している優良な事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得「主たる農業従事者1人あたりおおむね400万円」、年間労働時間「主たる農業従事者1人あたりおおむね2,000時間」の実現を目指す。

また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

【目標営農類型】

経営体種別	営農類型	経営規模	労働力	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
個別	① 普通うんしゅう + いよかん + 不知火 + カラマンダリン	〈経営面積〉2.2ha 〈作付面積〉 普通うんしゅう 0.5ha いよかん 1.2ha 不知火 0.3ha カラマンダリン 0.2ha	主たる従事者 1人 補助従事者 2人	〈主要施設〉 農舎 (100㎡)、貯蔵庫 (300㎡)、貯水槽 (50m ³)、多目的スプリンクラー (220a)、単軌条運搬施設 (400m) 〈主要農機具〉 単軌条運搬機 (4台)、普通トラック、コンテナ (6,600個)、動力噴霧器 (6PS) 〈技術等〉 ・防除はスプリンクラー方式 ・摘果は摘果剤使用 ・うんしゅうみかんはマルチ栽培及び完熟栽培を併用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止

経営体種別	営農類型	経営規模	労働力	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
個別	② いよかん + 不知火 + せとか	〈経営面積〉 1.8ha 〈作付面積〉 いよかん 1.2ha 不知火 0.3ha せとか 0.3ha	主たる従事者 1人 補助従事者 2人	〈主要施設〉 農舎 (100㎡)、貯蔵庫 (300㎡)、貯水槽 (50m ³)、多目的スプリンクラー (200a)、単軌条運搬施設 (400m) 〈主要農機具〉 単軌条運搬機 (4台)、普通トラック、コンテナ (6,600個)、動力噴霧器 (6PS) 〈技術等〉 ・防除はスプリンクラー方式	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止
個別	③ いよかん + 施設愛媛果試第28号 + 不知火 + せとか	〈経営面積〉 1.8ha 〈作付面積〉 いよかん 1.0ha 施設愛媛果試第28号 0.2ha 不知火 0.3ha せとか 0.3ha	主たる従事者 1人 補助従事者 2人	〈主要施設〉 農舎 (100㎡)、貯蔵庫 (300㎡)、ハウス施設 (20a)、貯水槽 (50m ³)、多目的スプリンクラー (180a)、単軌条運搬施設 (400m) 〈主要農機具〉 単軌条運搬機 (4台)、普通トラック、コンテナ (6,600個)、動力噴霧器 (6PS) 〈技術等〉 ・防除はスプリンクラー方式	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止
個別	④ いよかん + 施設愛媛果試第28号 + キウイフルーツ	〈経営面積〉 1.6ha 〈作付面積〉 いよかん 1.2ha 施設愛媛果試第28号 0.2ha キウイフルーツ 0.2ha	主たる従事者 1人 補助従事者 2人	〈主要施設〉 農舎 (100㎡)、貯蔵庫 (300㎡)、ハウス施設 (20a)、貯水槽 (50m ³)、多目的スプリンクラー (160a)、単軌条運搬施設 (400m)、キウイフルーツ棚 (20a) 〈主要農機具〉 単軌条運搬機 (4台)、普通トラック、コンテナ (6,600個)、動力噴霧器 (6PS) 〈技術等〉 ・防除はスプリンクラー方式 ・キウイフルーツは平棚栽培	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止
個別	⑤ ぶどう + 花木	〈経営面積〉 1.0ha 〈作付面積〉 雨よけぶどう 0.3ha 簡易雨よけぶどう 0.5ha 花木 0.2ha	主たる従事者 1人 補助従事者 2人	〈主要施設〉 農舎 (100㎡)、貯水槽 (50m ³)、ぶどう棚 (80a)、雨よけ施設 (30a) 〈主要農機具〉 管理機、普通トラック、動力噴霧器 (6PS) 〈技術等〉 ・ぶどうは平棚栽培、無核化处理	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止
個別	⑥ いよかん + せとか + カラマンダリン + たまねぎ	〈経営面積〉 2.0ha 〈作付面積〉 いよかん 0.7ha せとか 0.3ha カラマンダリン 0.3ha たまねぎ 0.7ha	主たる従事者 1人 補助従事者 2人	〈主要施設〉 農舎 (100㎡)、貯蔵庫 (150㎡)、貯水槽 (50m ³)、多目的スプリンクラー (130a)、単軌条運搬施設 (400m) 〈主要農機具〉 単軌条運搬機 (2台)、普通トラック、コンテナ (3,000個)、動力噴霧器 (6PS) 〈技術等〉 ・防除はスプリンクラー方式	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止
個別	⑦ 水稲 + 麦 + 水稲作業受託	〈経営面積〉 7.0ha 〈作付面積〉 水稲 7.0ha 裸麦 7.0ha 〈作業受託面積〉 4.0ha (田植え 2.0ha、収穫 2.0ha)	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	〈主要施設〉 農舎 (100㎡) 〈主要農機具〉 トラクター (30PS)、田植機 (個条施肥機付き乗用6条)、コンバイン (乗用3条)、普通トラック、ロータリーハロー、鎮圧ローラー、ライムソー 〈技術等〉 ・水稲は高速施肥田植機使用 ・水稲は稚苗移植球植栽培 ・裸麦はドリル播栽培	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止

経営体種別	営農類型	経営規模	労働力	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
個別	⑧ 水稻 + 麦 + キャベツ	〈経営面積〉 6.0ha 〈作付面積〉 水稻 6.0ha 裸麦3.0ha キャベツ 1.5ha	主たる従事者 1人 補助従事者 2人	〈主要施設〉 農舎 (100㎡) 〈主要農機具〉 トラクター (30PS)、田植機 (個条施肥機付き乗用6条)、コンバイン (乗用3条)、普通トラック、ロータリーハロー、鎮圧ローラー、ライムソー、移植機、収穫機、マルチャー、動力噴霧器 (6PS) 〈技術等〉 ・水稻は高速施肥田植機使用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止
個別	⑨ 水稻 + 水稻作業受託 + 夏秋きゅうり	〈経営面積〉 7.5ha 〈作付面積〉 水稻 3.0ha 夏秋きゅうり 0.5ha 〈作業受託面積〉 4.0ha (田植え 2.0ha、収穫 2.0ha)	主たる従事者 1人 補助従事者 2人	〈主要施設〉 農舎 (100㎡)、きゅうり支柱 (50a) 〈主要農機具〉 トラクター (30PS)、田植機 (個条施肥機付き乗用6条)、コンバイン (乗用3条)、普通トラック、耨摺り機、乾燥機、動力噴霧器 (6PS) 〈技術等〉 ・夏秋きゅうりは共同選果場利用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止
個別	⑩ 水稻 + 施設高設いちご	〈経営面積〉 3.9ha 〈作付面積〉 水稻 3.5ha 施設高設いちご 0.4ha	主たる従事者 1人 補助従事者 2人	〈主要施設〉 農舎 (100㎡)、ハウス施設 (500㎡×8棟)、簡易高設栽培装置 (一式) 〈主要農機具〉 温風暖房器 (8台)、トラクター (25PS)、田植機 (乗用5条)、コンバイン (乗用3条)、普通トラック、動力噴霧器 (6PS)	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止
個別	⑪ 水稻 + 施設トマト	〈経営面積〉 3.35ha 〈作付面積〉 水稻 3.0ha 施設トマト 0.35ha	主たる従事者 1人 補助従事者 2人	〈主要施設〉 農舎 (100㎡)、ハウス施設 (500㎡×7棟) 〈主要農機具〉 温風暖房器 (7台)、トラクター (25PS)、田植機 (乗用5条)、コンバイン (乗用3条)、普通トラック、動力噴霧器 (6PS) 〈技術等〉 ・トマトは環境保全型農業に取り組む	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止
個別	⑫ 施設花壇苗	〈経営面積〉 0.4ha 〈作付面積〉 花壇苗 0.4ha	主たる従事者 1人 補助従事者 2人	〈主要施設〉 作業場 (40㎡)、APハウス (4,000㎡)、播種プラント、ベンチ、重油タンク 〈主要農機具〉 温風暖房器 (8台)、普通トラック (幌付き)、用土混合機、ポットイングマシン、フロントローダ、動力噴霧器 (5PS) 〈技術等〉 ・パンジー、ビオラ等の苗物生産	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・パート雇用の確保による過重労働の防止
個別	⑬ 酪農	〈飼養頭数〉 経産牛 36頭 育成牛 21頭 〈自給飼料〉 飼料作物 12.0ha トウモロコシ 4.0ha イタリアン 2.0ha スーダン 6.0ha	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	〈主要施設〉 搾乳牛舎 (437㎡)、育成牛舎D型ハウス (200㎡)、堆肥舎 (180㎡)、尿溜、飼料タンク (5t用)、バンカーサイロ (30㎡) 〈主要農機具〉 パイプラインミルク、バルククーラー (1,500リットル)、パーンクリーナー (共同所有) トラクター (45PS)、トラック (2台)、ディスクハロー、ロールベラー、マニユアスプレッダー、ブロードキャスター 〈技術等〉 ・パーンクリーナー、パイプライン利用 ・5戸で飼料作物生産組合を組織し、機械を共同利用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・耕畜連携による飼料作物生産・調整コントラクター組織等	・ヘルパーの活用による定期的な休日、休暇の確保

経営体種別	営農類型	経営規模	労働力	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
組織	⑭ 水稲 + 麦 + キャベツ + 水稲作業受託	〈経営面積〉 20.0ha 〈作付面積〉 水稲 20.0ha 麦 17.0ha キャベツ 3.0ha 〈作業受託面積〉 30.0ha (田植え15.0ha、 収穫 15.0ha)	主たる従事者 4人 補助従事者 4人	〈主要施設〉 農舎 (100㎡) 〈主要農機具〉 トラクター (50PS、2台)、田植機 (個条施肥機付き乗用6条、2台)、コンバイン (乗用4条、2台)、普通トラック (2t)、ロータリーハロー、鎮圧ローラー、ライムソー、動力噴霧器 (6PS)、移植機、収穫機 〈技術等〉 ・水稲は高速施肥田植機使用	・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。	・従業員全員の社会保険への加入 ・労働環境の快適化を進めるため農作業環境の改善を図る

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方針

農用地が長期的に活用されるよう、以下の取組みを推進する。

樹園地では、農地流動化対策事業を推進し、耕作権移譲による規模拡大を図る。また、「高品質・多品種」といった市場ニーズに対応していくため、有望品種への転換・更新（改植・高接ぎ等）や、施設栽培・マルチ栽培による高品質な果実の生産を推進し、長期間にわたり安定的に所得を得られる品種構成への転換を図っていく。

田（米麦等）については、土地基盤整備事業によるほ場整備を進めつつ、小規模農家や高齢者農家、兼業農家の農地を担い手農家へ集積するなど、面的な規模拡大を図っていく。また、地域農業集団、農業生産組織を育成し、農業経営や農作業の受委託等による担い手農家の規模拡大を図るとともに、農作業の機械化や施設園芸を推進するなど、資本集約的な農業経営の推進を図る。

露地野菜については、中山間地域の果樹転換畑等を活用した都市近郊型の生鮮野菜供給産地づくりに努めるほか、複数品目を通年的に栽培することによる農用地の効率性な活用を推進する。

なお、全般にわたって、畜産農家と連携し、堆きゅう肥の有効利用による地力の維持増進、飼料用作物栽培の導入による農用地の活用効率の向上、農業生産組織等における農作業の共同化を推進していく。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 認定農業者の育成対策

集落における農業の将来的な展望と、担い手・経営体を明確にするための話し合いを推進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者やその集団、及びこれらの周辺農家に対して、営農診断、営農改善方策等を提示することにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成（将来の営農計

画に対する選択判断等)を図る事ができるよう誘導する。また、そうした誘導策を効果的に進められるよう、指導体制の強化や役割分担の明確化、指導計画づくり、指導のための教育・訓練等について、関係機関と連携を図りながら推進していく。

(2) 農作業の受委託の促進対策

農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進するため、生産組織や農協を主体とした農作業受託組織の育成を図る。それを基盤に、農地の貸し手農家(兼業農家や高齢者農家、零細農家等、農作業が困難な農家や経営規模縮小志向の農家)の事情に応じ、水田貸借、作業受託・期間借地を促進することで、農地の借り手農家の経営規模の拡大に努める。

(3) 農作業の共同化対策

合理的な農作業の共同化を図るため、作業オペレーターを構成員とする生産組織の育成や共同利用機械の導入、農機具利用センターの設置を進め、農業経営における基幹作業を担う者と、それを補完する作業を行う者の仕組みを構築する。

(4) 農業生産組織の活動促進対策

地域農業における生産組織(主に任意の営農集団)は、効率的な生産単位を形成する上で、また、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体としても重要な位置づけにある。そこで、作業オペレーターの育成や農作業等の受委託の促進等により、地域及び営農の実態等に応じた生産組織の育成を図る。さらに、生産組織の経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

(5) 農用地の集団化対策

農業関係機関、農業委員等と連携し、農地情報の管理、譲渡・譲受希望のマッチング、利用権設定手続等、農地貸借の促進に向けた土地利用調整を広域的かつ迅速に展開する事で、農業経営規模の拡大に意欲的な農業者に農用地を集団化・連たん化した状態で集約できるよう努める。

(6) 農用地の流動化対策

農用地の売買・貸借希望者のマッチングを効率的に行うため、農業委員会、農協等と連携し、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業等各種事業の活用による農用地の流動化を促進する。また、経営規模縮小の意向が強い傾向にある農家の農用地情報を集積し、経営規模の拡大を希望する担い手に提供することで、迅速な農地集積が図られる仕組みづくりを進める。

併せて、耕作不利地であることが農地貸付の阻害要因となっていることが多いことから、農地集積の仕組みづくりとともに、基盤整備等による営農環境の改善を進めることで、積極的な農地集積の促進を図る。

(7) 環境保全型農業の推進対策

環境と調和した農業を実現し、かつ、健康・安全志向といった市場ニーズに応えるため、GAP（農業生産工程管理）等の取組を支援するほか、持続可能な開発目標（SDGs）に貢献する、環境にやさしい農業を推進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

林業のみで生計を維持することは困難であり、事業の共同化及び合理化を進めるとともに、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道、作業路等の整備による生産コストの低減、及び労働負担の低減を図る。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

(1) 農業近代化施設の整備及び利用の状況

本市では柑橘栽培が盛んであるが、果実の品質向上への要求は年々高まっており、高度化する市場ニーズに応えた高品質な果実を出荷できる体制を求められている。

このような状況の中、島しょ部営農圏や北部営農圏において、選果機や選果施設の整備・更新を進め、高単価で販売できる果実の効率的な出荷に取り組んでいる。また、南部営農圏では、ライスセンターを通じて、地域で生産された米が効率的に集出荷されている。

(2) 今後進めるべき整備の方向

本市では、選果施設、ライスセンターなど、一定の農業近代化施設の整備が完了している。今後は、既存施設・機械の適切な維持管理を進めるとともに、関係機関と協議のうえ、必要に応じた設備更新を行う。また、生産流通加工施設については、既存施設の有効かつ効率的な活用を図る。併せて、卸売市場・地域内流通・産直・直売所等多様な流通形態や、消費者のニーズに対応するため、販売体制の支援や施設整備を計画的に進めていく。

主要作物別の方向性

①米

稲作の基本的方向は、省力化を基調とした生産性の高い稲作経営の確立であるため、機械化共同作業など、生産の組織化を前提に、大型機械体系あるいは中型機械体系の導入による省力栽培を推進する。さらに農協が主体となってコントリーエレベーターやライスセンターを計画的に利用し、一貫した米生産流通過程の合理化を図る。

②麦類

食料自給力向上と土地利用の高度化のため、水田裏作や転作用作物として麦を振興し、麦種別需給動向に即した生産を進めるとともに、担い手農家等を中心に期間借地や農作業の受委託を促進し、生産性の高い麦作団地を育成する。また、米麦作機械化一貫体系による省力栽培を推進するとともに、品質の改善、米作と一体となった生産流通施設の整備による流通の合理化に努める。

③果樹

柑橘類については、園地の基盤整備や集団化を促進するとともに、病虫害防除、かん水等栽培管理作業の機械化・組織化の促進に重点を置き、これに関連した機械施設の導入を推進する。また、流通段階においては、既存選果場の活用により、正確で効率的な出荷体制を整える。

ブドウ、モモ、キウイフルーツ等の落葉果樹についても、生産の安定と品質の向上に努めるとともに、各地区の集出荷場を通じた効率的な出荷を行う。

④野菜

生産団地育成のため、耕地基盤の整備を進めるとともに、施設栽培の導入や共同育苗ほ、かん水設備等の整備等により、栽培の能率向上と省力化を推進する。

⑤花き・花木

施設切り花などを生産しているが、全体的に集団化は遅れている。今後の花きの需要に的確に対応し、高品質で安定した生産を図るため、ハウス施設の導入などの施設化を図る。

⑥畜産

耕種農家と連携して、良質な自給飼料の確保と機械の共同利用を進めるなど、生産コストの低減に努める。

(3) 営農圏別の整備の方向性

営農圏ごとの整備の方向性については、次の通りとする。

①北部営農圏（浅海・難波・立岩・正岡・河野・栗井地区）（A）

当圏は、樹園地が中心の地区と、田において連たん性を有している地区とがある。

樹園地については、高品質な果実をつくるためのハウス等の施設整備や、園内道、水路の整備を進めていくほか、選果設備の活用により、高品質な柑橘類を市場に供給する体制を整える。

水田地帯については、既存の営農集団の強化拡充ともに、機械の共同利用や作業受委託等を推進等による省力化を図る。

②北東部営農圏（五明・伊台・湯山・道後・御幸・堀江・潮見地区）（B）

当圏は、柑橘類やブドウ等落葉果樹が盛んに栽培されているほか、準高冷地を活かした高冷地野菜の栽培の栽培適地となっている。

野菜については、ハウス施設などの導入を進め、品質や生産性の向上に努める。

果樹については、園内道や水路の整備、かん水設備の設置による営農環境の向上を図りつつ、選果設備の活用により、高品質な柑橘類を効率的に市場に供給する体制を整える。

③東部営農圏（桑原・久米山間部・小野地区）（C）

当圏内は樹園地の広がる山間部地域と、小野地区の水田部分を有している地区である。

柑橘等の果樹については、園内道、水路の維持管理と改修を進め、農用地の持続的な活用を促進する。水田地帯については、機械の共同利用、農作業の受委託等の集落営農の取組みのほか、転作作物や裏作の野菜生産も推進し、生産に必要な機械の整備も検討していく。

④東南部営農圏（久米平野部・浮穴地区）（D）

当圏は稲作を中心とした水田地帯であるため、機械の共同利用、農作業の受委託などの集落営農の取組みによる農作業の効率化を推進する。また、集落営農組織を支援するために、高性能農業機械やその保管場所の整備を行っていく。

⑤西部営農圏（生石・味生・新浜・久枝・和気地区）（E）

当圏は伊予柑等の柑橘類の栽培適地となっているが、狭隘な農道が多いことが耕作放棄地発生の要因の一つになっている。今後、高品質な柑橘類を効率的に生産していくために、農道・園内道及び水路、かん水設備を整備するほか、高品質な柑橘栽培に必要なハウス等栽培施設の導入支援を推進し、柑橘生産団地としての振興を図る。

⑥南部営農圏(坂本・荏原地区) (F)

当圏は、山手の樹園地と、平坦部に広がりを持つ水田とで形成されている。

樹園地については、高品質な柑橘類を効率的に生産していくために、園内道、水路の整備をはじめ、ハウス施設、かん水設備の設置を進める。水田地帯については、機械の共同利用、農作業の受委託などの集落営農の取組みを進めるほか、集落営農組織を支援するために、高性能の農業機械やその保管場所の整備を行う。

⑦島しょ部営農圏(興居島・睦野・東中島・西中島・神和地区) (G)

当圏のほとんどが樹園地であるため、高品質な果実を生産するためのハウス等栽培施設の導入や、防風・防鳥施設、園内道、かん水設備の整備を進めていく。また、中島においては、高品質な果実を市場に供給するため、既存の選果施設の活用と維持管理を行う。

(4) 生産・流通・加工組織の育成の方向

担い手や集落営農の組織化を進め、農業機械、施設等の共同利用を進めることで、低コストで効率的な生産を行っていく。また、複数農家が共同で行う契約栽培の実施や、産直やECサイトでの直接販売等多様な流通体系の構築、農産物加工の研修等を通じた高付加価値な農産品の生産等により、農業所得の向上を図る。

2 農業近代化施設整備計画

なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林は果樹園と交錯している部分もあることから、森林整備計画で予定する林道との有機的関連を考慮した農業施設の整備・管理を図っていく。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市の「松山市農業指導センター」では、担い手農業者に対して先進技術や新作物の導入等を行うための実証展示試験並びにそれに伴う普及指導、新規就農者等に対するの栽培研修や自立に向けた各種研修などの育成支援を実施し、これらの取組みを効果的に推進するため、試験ほ場や研修施設等を整備している。今後も、農業を担うべき者の育成・確保の拠点基地として運営を図っていく。

施設の名称	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
松山市農業指導センター	管理棟（事務所、研修室、土壌分析室、調理室）、試験温室、試験ほ場 外	松山市北梅本町 32,007 m ²	全域		

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援活動

農地の保全及び地域農業の発展を目指すためには、「農業を担うべき者の育成・確保」が不可欠であるため、以下の段階に応じて各種施策を効果的に実施していく。

・施策実施対象者の段階

- (1) 現在本市にて農業を営んでいる者
- (2) 新規就農者や農業後継者
- (3) 次代の担い手となり得る者（小・中・高・大の各学生等）

(1) 現在本市にて農業を営んでいる者への支援

「効率的かつ安定的な農業経営者が中核をなす農業構造の確立」と、「地域のリーダーとなる人材確保」を目指し、意欲ある農業者に対し、認定農業者への移行や、農業経営体の法人化等を促すとともに、農地の斡旋や、技術的・資金的な支援を行う。また、優良園地視察、先進技術の紹介、農産物・食品加工開発に係る技能習得等の各種研修会の開催などを通じ、農業経営の安定化と多角化を推進する。

併せて、女性農業者の農業経営・意思決定の場へ参画推進、高齢農業者への支援等を行い、全ての農業者による農業振興を図る。

(2) 新規就農者や農業後継者への支援

職業としての農業への関心の高まりや、多様化する就農希望者のニーズを踏まえ、関係機関と連携し、新規就農者等に対する下記の支援を行う。

- ・新規就農者の掘り起こし
- ・農業参入準備段階における情報提供やコーディネート等
- ・農業参入促進のための広報・相談活動、農地情報の提供、生産技術指導、施設整備等の各種支援活動

(3) 次代の担い手となり得る者（小・中・高・大の各学生等）への支援

次代農業の担い手となりうる小中高校生や農業高校・大学生等に対する下記の支援を、関係機関と連携のうえ推進する。

- ・高校生等の就農意欲の喚起の推進
- ・小中高校生、保護者向けの食農教育の推進
- ・農業高校、大学農学部との連携による専門的職業人の育成
- ・農業、農村体験学習の受入れに関する情報提供等の実施
- ・学生・社会人向けの短期農業インターンシップの支援
- ・市民農園、生産指導の支援

4 森林の整備その他林業の振興との関係

後継者を定着させるために、林業の集団化、共同施業、基盤整備等を進め、収益力の高い林家経営を目指す。また、農業との複合経営を行うことで林業経営の安定化を図る。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の農業は、柑橘類を柱とした果樹栽培と米作の比重が高くなっているが、農産物の消費低迷や農産物価格の低迷等の影響により、農業と他産業との所得格差が一層拡大している。さらに、本市農業の兼業化率は非常に高く、農業者の他産業への就業機会が求められている。

本市は愛媛県における中心都市としての位置づけもあることから、農業従事者の他産業への就業機会についても一定程度が確保されている状況である。今後も、市内商工業の振興・企業誘致等の施策を推進する関係機関と連携し、農業振興及び農用地の保全とバランスのとれた経済発展と、農業従事者の就業機会の確保に努める。

区 分		従 業 地								
I	II	市 内			市 外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的 勤務	第1次産業	38	20	58	8	3	11	46	23	69
	第2次産業	55	16	71	5	4	9	60	20	80
	第3次産業	233	153	386	57	11	68	290	164	454
	計	326	189	515	70	18	88	396	207	603
自営 兼業	第1次産業	65	40	105	2	3	5	67	43	110
	第2次産業	37	12	49	1	0	1	38	12	50
	第3次産業	45	38	83	1	0	1	46	38	84
	計	147	90	237	4	3	7	151	93	244
出稼ぎ	第1次産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2次産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第3次産業	0	0	0	1	0	1	1	0	1
	計	0	0	0	1	0	1	1	0	1
日雇・ 臨時雇	第1次産業	14	12	26	2	1	3	16	13	29
	第2次産業	11	7	18	0	0	0	11	7	18
	第3次産業	50	64	114	2	4	6	52	68	120
	計	75	83	158	4	5	9	79	88	167
総 計		548	362	910	79	26	105	627	388	1,015

注：「松山市 農業振興地域整備計画に関する農家アンケート調査」の集計結果。
「農業従事者のうち、農業以外の仕事に従事している人数」の回答を集計したものであり、実際の規模や他の統計等の数値とは必ずしも一致しない。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の不足に対しては、農協等関係機関と連携のうえ、就農相談・研修・農地の斡旋等の体制を整え、新規就農者確保に向けた取組みで対応する。また、卸売市場を介した流通を軸としながら、産直施設やECサイト等を活用した直接販売、ふるさと納税返品への農産物の活用等、流通チャンネルの多様化を模索するほか、農産物のブランド化や地産地消の促進、大都市圏での宣伝活動など、官民一体となった取組を実施することで、農業経営の安定を図る。

併せて、都市住民の農業体験と、地域農業従事者の就業の場となり得る「グリーン・ツーリズム」について、関係機関と連携のうえ、地域活性化策としての活用を図る。

農業従事者の他産業への就業機会の確保については、臨海地域や旧北条地区の農工団地に立地する大規模事業所等が展開する第二次産業や本市産業の大部分を占める第三次産業の振興のほか、市外からの企業誘致等を通じて、雇用機会の拡大を図る。併せて、職業安定所等関係機関と連携し、他産業への就業希望者が必要な情報を得られる環境を整える。

なお、市内企業の経営規模拡大や企業誘致に伴う新たな事業用地の選定にあたっては、都市計画策定、地域経済振興、農地管理等の各関係機関と適宜調整を行い、農用地の確保と地域の営農環境の保全について十分に考慮した、適切な企業立地を誘導する。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関係

林業においても、従事者の減少、高齢化が問題となっているため、林業従事者の安定的な就業環境の整備も農業と一体的に進めていく。

第 8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農村地域では、インフラ整備の遅れや劣化により生活環境の悪化が見られるほか、若年層の流出、農家の兼業化の進行、農業従事者の高齢化や後継者不足等により、地域コミュニティ機能が低下し、一部の地域では生活環境整備や農村景観の維持にも支障を来している。それに加え、コロナ禍とコロナ禍終息後（いわゆるアフターコロナ）の生活様式の変化により、地域コミュニティ機能の低下と農村地域の衰退に拍車がかかることが危惧される。

こうした状況から、新しい生活様式に順応しつつ、農村地域の良好な生活環境を確保し、地域住民の交流や農村社会の活性化を目指した施設整備を推進することで、農業従事者の福祉の向上、健康増進、文化的活動の助長を図り、快適な農村づくりを進めることがより重要になる。

生活環境施設の整備にあたっては、各地で整備要望の高い道路をはじめ、公共交通手段、情報通信環境等生活インフラの維持・整備のほか、昨今頻発する災害に備えた避難所の確保等を通じて、地域住民が安心して生活できる環境を整える。併せて、地域住民の交流の場として既存施設が活用され、かつ、住民の自主的な活動による施設の維持・管理・運営が継続されるための支援を行う。

また、農家・兼業農家・非農家で構成されている地域については、農村社会相互間の共存・協調体制を推進し、地域全体の連帯感を醸成する。

なお、特に過疎化が進展している島嶼部・山間部においては、若年層の都市への流出に歯止めを掛けるため、安全性（防災、交通安全等）、保健性（ゴミ処理、廃水処理、給水、保健・医療等）、利便性（交通、情報・通信等）、快適性（公園、景観、児童福祉、高齢者福祉等）、のほか、文化性（スポーツ活動、地域伝統文化の保存・継承等）などの定住条件の整備を通じて、農業後継者の確保に努めていく。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

保全すべき森林が所在する地域については、住民の意識啓発を図るとともに、住民の参加による森林機能の維持・回復のため、植栽等の実施に努める。

また、農業と林業している農家林家が多いため、林業の諸政策と調整を図りながら、総合的な生活環境づくりに努める。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第 9 付図

1 土地利用計画図（付図 1 号）

2 農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）

3 農用地等保全整備計画図（付図 3 号）

4 農業近代化施設整備計画図（付図 4 号）

5 農業就業者・育成確保施設整備計画図（付図 5 号）

6 生活環境施設整備計画図（付図 6 号）

別添のとおり

※具体的な計画が未定のため、付図 4～6 号は作成しない。

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

(2) 用途区分

「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

松山農業振興地域整備計画書

松 山 市